

運 営 規 程

北海道こども発達研究センター新琴似 保育所等訪問支援コネクト

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道こども発達研究センター(以下「事業者」という。)が開設する北海道こども発達研究センター(以下「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の保育所等訪問支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)に係る事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び通所給付決定を受けた保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障がい児の保護者をいう。以下「保護者」という。)の意思及び人格を尊重し、障がい児及び保護者(以下「障がい児等」という。)の立場に立った適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障がい児等の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害児通所支援事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、保護者の必要な時に必要な指定保育所等訪問支援の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 前三項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 北海道こども発達研究センター新琴似 保育所等訪問支援コネクト
- (2)所在地 札幌市北区新琴似6条17丁目544番地21

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定保育所等訪問支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)児童発達支援管理責任者 1名(常勤 同一敷地内の事業所における児童発達支援管理責任者兼務)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

ア 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児等の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の目標及びその達成時期、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。

ウ 通所支援計画の原案の内容を障がい児等に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を障がい児等に交付すること。

エ 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること

オ 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

カ 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。

キ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3)訪問支援員 1 名以上

訪問支援員は、該当児童に対する直接支援及び支援関係者に対する間接支援を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始を除く。

(2)営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3)サービス提供日 営業日に同じ

(4)サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定保育所等訪問支援の内容)

第 6 条 事業所が行う指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

(1)通所支援計画の作成

(2)基本事業

ア 障がい児本人に対する支援

- ・生活場面の評価
- ・環境調整
- ・直接支援(問題点に対する直接的な介入)

イ 訪問先施設の保育士等に対する支援

- ・支援場面における困難さの聴取
- ・評価内容の共有
- ・環境調整に関する助言
- ・支援方法に関する助言

(主たる対象者の障がいの種類)

第 7 条 事業所において指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

(1)日常生活において困り感や困難さをもつ児童

(保護者から受領する費用の額等)

第 8 条 指定保育所等訪問支援を提供した際には、保護者から当該保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、前項に掲げる指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額のほか、保護者から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、保護者から別途徴収するものとする。

(1)指定保育所等訪問支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、石狩市、札幌市手稲区、札幌市北区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1)事業所及び事業所内の備品の利用にあたっては職員の指示に従うこと。

(2)営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす行為・言動を行ってはならない。

(緊急時等における対応)

第 11 条 指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに障がい児の主治医又は協力医療機関(以下、「主治医等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 12 条 指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生したときは、直ちに市、道及び当該障がい児等の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第 13 条 事業所は、提供した指定保育所等訪問支援に関する障がい児等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。

3 提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第 21 条の 5 の 22 の規定により市又は北海道知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児等及びその家族からの苦情に関して市又は北海道知事及び市長が行う調査に協力するとともに、市又は北海道知事及び市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所の従業者は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密について、正当な理由がなく漏洩することが無いよう保持するものとする。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障がい児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障がい児等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待防止に関する責任者の設置
- (2)苦情解決体制の整備
- (3)従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- (4)条例第 46 条第2項の虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の設置等に関すること

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1)採用時研修 採用後 6 カ月以内
- (2)継続研修 年 1 回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障がい児等に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定保育所等訪問支援の利用について市町村又は障がい児相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。